災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いＦＡＱ

平成 28 年６月
熊 本 国 税 局

平成 28 年熊本地震の発生に伴い、災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いについて、よくある質問を取りまとめましたので、参考にしてください。

（注）このＦＡＱは、平成 28 年６月 16 日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

◆◆ 問合せ先に関するご案内 ◆◆

このＦＡＱについて、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「１」を選択してください。個別的なご相談については、番号「２」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

《 目 次 》

＜１　法人税の取扱い＞

【１ 災害関係費用全般】

［Ｑ１］ 災害による損失や被災者に対する支援に関する法人税の取扱いとして、どのようなものがありますか。…… ５

【２ 資産の評価損】

［Ｑ２］ 災害により、保有する資産に著しい損傷が生じていますが、税務上、評価損の計上が認められるのでしょうか。また、評価損の計上の対象となるのは、どのような資産ですか。…… ７

【３ 復旧等のために支出する費用】

［Ｑ３］ 二次災害を回避するなどの目的で、被災した建物について耐震性を高めるための補強工事を行った場合に、その工事に要した費用は、税務上、損金の額に算入されるのでしょうか。…… ７

［Ｑ４］ 被災した鉄道線路、電線路、ガス管、水道管、コンベアなどの一部を取り替えた場合には、修繕費として処理してよいでしょうか。…… ８

［Ｑ５］ 被災資産以外の資産について耐震性を高めるための工事を行った場合に、その工事に要した費用は修繕費として処理してよいでしょうか。…… ８

［Ｑ６］ 被災した建物等の修繕に代えて新規に資産を取得した場合、その取得費用を修繕費とすることは認められますか。…… ８

［Ｑ７］ 地震による地盤沈下又は地割れにより地盛りを行った場合、その費用は損金の額に算入できますか。…… ９

【４　従業員等に支給する災害見舞金品】

［Ｑ８］　従業員等に対して支給した災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されますか。…… ９

［Ｑ９］　既に退職した従業員又は採用内定者に対して従業員と同一の基準で支給した災害見舞金品は、どのように取り扱われますか。…… ９

【５　災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等】

［Q10］　災害見舞金に充てるために「構成員相互の扶助等に係る規約等」に基づき拠出する分担金については、損金の額に算入されるとのことですが、この「構成員相互の扶助等に係る規約等」には、どのようなことを定める必要がありますか。…… 10

［Q11］　あらかじめ定められている規約等に基づく分担金でなければ、損金の額に算入されないのでしょうか。…… 10

［Q12］　当連合会は、各都道府県に設置した同業団体（県団体）を構成員とする全国組織の連合会（全国団体）です。この度の震災によって、九州地方などの県団体（Ａ団体など）に所属する構成員に被害を受けた者がいることから、被害を受けなかった県団体（Ｂ団体など）の構成員から分担金を集め、災害見舞金として拠出したいと考えています。同業団体の構成員が被災した場合に、その被災した構成員に対する災害見舞金に充てるために当該同業団体の他の構成員が拠出することとなる分担金については、一定の要件の下、損金の額に算入されるという取扱いがあります。
　当連合会のように、県ごとに別々の県団体を有し、分担金を拠出するＢ団体などの構成員と分担金を受けることとなるＡ団体などの構成員とが異なる組織（県団体）の構成員である場合には、同様に取り扱うことはできないのでしょうか。…… 11

【６　取引先に対する災害見舞金等】

［Q13］　交際費等に該当しないとされる災害見舞金とはどの程度の金額をいうのでしょうか。取引先で発生した災害損失額の範囲内であれば金額の多寡を問わないのでしょうか。…… 12

［Q14］　法人が、被災した取引先の役員や使用人に対して個別に支出する災害見舞金品は、どのように取り扱われますか。…… 12

【７　取引先に対する売掛金等の免除等】

［Q15］　当社では、商社を通じた取引により商品を納入している得意先が災害により被害を受けました。この得意先とは、当社が自ら価格交渉を行うなど実質的な取引関係にあることから、その復旧支援を目的として、この得意先に係る売掛金の一部について、商社を通じて免除することを検討しています。
　ところで、法人が、災害により被害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金等の全部又は一部を免除した場合には、その売掛金等を免除したことによる損失は、損金の額に算入されるとのことですが、この場合の取引先には、当社の得意先のように直接取引を行っていない者も含まれるのでしょうか。…… 13

［Q16］　被災した法人と取引をしているのは当社も含めて 10 社程度ですが、当社だけが売掛債権を免除しても、寄附金又は交際費等以外の費用として取り扱われるのでしょうか。…… 13

［Q17］　売掛債権の免除は、いつまでに行ったものが損金として認められるのでしょうか。…… 14

【８　取引先に対する低利又は無利息による融資】

［Q18］　法人が、災害により被害を受けた取引先に対して低利又は無利息による融資を行う場合に、通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額が寄附金に該当しないものとされるためには、その融資期間や融資額に何か制限はありますか。…… 14

［Q19］　法人が、災害により被害を受けた取引先に対して既に行っている貸付けに係る貸付金の利子を減免した場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。…… 14

【９　自社製品等の被災者に対する提供】

［Q20］　当社では、得意先の従業員等が避難している特定の避難所に対して、救援物資として自社製品を提供しました。法人が、被災した地域の住民に対して自社製品を提供した場合、その提供に要する費用の額は損金の額に算入されるとのことですが、当社のように特定の避難所に対して行う自社製品の提供も同様に取り扱われますか。…… 15

［Q21］　自社製品等とはどのようなものをいうのですか。他の者から購入したものも含まれるのでしょうか。…… 15

［Q22］　メーカーである当社が、当社の製品等を取り扱っている小売業者に対し、災害により滅失又は損壊した商品（自社製品）と同種の商品を交換又は無償で補てんした場合にも、その交換又は補てんに要した費用は交際費等に該当しないものとして取り扱われますか。…… 16

［Q23］　当社の社員を災害復旧活動にボランティアとして派遣した場合に、ボランティア活動中の給与相当額は、寄附金として取り扱われますか。…… 16

【10　法人税に関するその他の取扱い】

［Q24］　法人が、被災に伴って義援金や見舞金を受け取った場合には、税務上、益金の額に算入されるのでしょうか。…… 17

＜２　消費税の取扱い＞

【１　仕入税額控除】

［Q25］　被災により消費税の課税仕入れに係る帳簿書類を消失したのですが、消費税の仕入税額控除は認められますか。…… 18

【２　被災者等に対する災害見舞金等】

［Q26］　従業員や取引先に対して金銭により支出する災害見舞金は、消費税法上どのように取り扱われますか。…… 18

［Q27］　自社製品等を被災者等に無償で提供した場合、消費税法上どのように取り扱われますか。… 18

［Q28］　被災した取引先に対して、その取引先が復旧過程にある期間内に復旧支援を目的として売掛金等の債権の全部又は一部を免除した場合、消費税法上はどのように取り扱われますか。…… 19

＜３　源泉所得税の取扱い＞

【１　源泉徴収の要否】

［Q29］　当社では、被災した従業員や役員に対し、住宅や家財の損害の程度に応じて見舞金を支給することにしました。この見舞金については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。…… 20

［Q30］　当社では、慶弔見舞金規程を改めて、従業員や役員の父母等の家屋が災害により被害を受けた場合、従業員や役員に対し一定の見舞金を支給することにしました。この見舞金については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。…… 20

［Q31］　当社では、被災した従業員に対して、当面の生活に必要な資金を無利息で貸与することにしました。この場合、貸付期間に応ずる利子相当額の経済的利益については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。…… 21

［Q32］　当社では、自宅が災害により居住不能になった従業員や役員に対して、新たな住居に入居できるまで又は自宅の修繕が完了して居住可能となるまでの間、無償で社宅を貸与することにしました。この場合、無償で社宅を貸与することによる経済的利益については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。…… 21

［Q33］　当社では、従業員が災害により通勤に利用する鉄道が利用できないため、タクシーなど他の交通手段を利用した場合には、他の交通手段に係る交通費を支給することにしています。この場合において、その支給する交通費は給与として源泉徴収が必要でしょうか。…… 22

【２　非課税貯蓄等の払出し】

［Q34］　災害により、自宅に大きな損害を受けたので、ジュニアＮＩＳＡ口座から金銭等の払出しをしたいのですが、非課税で払い出すことはできますか。…… 22

［Q35］　災害に際して、財形年金貯蓄を払い出そうと思いますが、非課税で払い出すことはできますか。…… 23

※　カッコ内の略語は、次のとおりです。

通　法……国税通則法
通　令……国税通則法施行令
法　法……法人税法
法　令……法人税法施行令
所　法……所得税法
所　令……所得税法施行令
消　法……消費税法
消　令……消費税法施行令
措　法……租税特別措置法
措　令……租税特別措置法施行令
措　規……租税特別措置法施行規則
法基通……法人税基本通達
所基通……所得税基本通達
消基通……消費税法基本通達
措　通……租税特別措置法関係通達

＜１　法人税の取扱い＞

１　災害関係費用全般

【災害関係費用】

［Ｑ１］　災害による損失や被災者に対する支援に関する法人税の取扱いとして、どのようなものがありますか。

［Ａ］

被災した法人の災害による損失や被災者に対して支援を行った法人に関する法人税の取扱いとしては、次のようなものが定められています。

なお、これらの取扱いのうち、⑴から⑷までの項目は被災した法人における取扱いであり、⑸から⑽までの項目は被災者に対して支援を行った法人における取扱いとなります。

⑴　災害により滅失・損壊した資産等

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その被災に伴い次のような損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額は損金の額に算入されます（法法 22③）。

①　商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失

②　損壊した資産の取壊し又は除去のための費用

③　土砂その他の障害物の除去のための費用

⑵　資産の評価損　≪関連する質問：Ｑ２≫

法人の有する棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産につき災害による著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額につき、損金経理をすることにより、損金の額に算入することができます（法法 33②）。

⑶　復旧のために支出する費用　≪関連する質問：Ｑ３～Ｑ７≫

法人が、災害により被害を受けた固定資産（以下「被災資産」といいます。）について支出する次のような費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、次のとおりとなります（法基通７－８－６）。

①　被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費となります。

②　被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費としているときは、この処理が認められます。

③　被災資産について支出する費用（①又は②に該当するものを除きます。）の額のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の 30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。

⑷　災害による損失金の繰越し

法人の有する棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係る欠損金額（災

害損失欠損金額）がある場合には、その損失の発生した事業年度が青色申告書を提出できない事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その事業年度から９年間にわたって繰り越して控除されます（法法 58）。

⑸　従業員等に支給する災害見舞金品　≪関連する質問：Ｑ８、Ｑ９≫

法人が、災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品に要する費用は、福利厚生費として損金の額に算入されます（措通 61 の４⑴－10⑵）。

また、法人が、自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品に要する費用についても、同様に損金の額に算入されます（措通 61 の４⑴－18⑷）。

⑹　災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等 ≪関連する質問:Q10～Q12≫

法人が、所属する同業団体等の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って、同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は、その支出する事業年度の損金の額に算入されます（法基通９－７－15 の４）。

⑺　取引先に対する災害見舞金等　≪関連する質問：Q13、Q14≫

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます（措通 61 の４⑴－10 の３）。

⑻　取引先に対する売掛金等の免除等　≪関連する質問：Q15～Q17≫

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は、寄附金又は交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

また、既に契約で定められたリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様に取り扱われます（法基通９－４－６の２、措通 61 の４⑴－10 の２）。

⑼　取引先に対する低利又は無利息による融資　≪関連する質問：Q18、Q19≫

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとして損金の額に算入されます（法基通９－４－６の３）。

⑽　自社製品等の被災者に対する提供　≪関連する質問：Q20～Q23≫

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの（広告宣伝費に準ずるもの）として損金の額に算入されます（法基通９－４－６の４、措通 61 の４⑴－10 の４）。

◇◇◇

【被災した鉄道線路等の取替費用】

［Ｑ４］　被災した鉄道線路、電線路、ガス管、水道管、コンベアなどの一部を取り替えた場合には、修繕費として処理してよいでしょうか。

［Ａ］

これらの取替工事は、被災資産（その被害に基づき評価損を計上したものを除きます。）の被災前の効用を維持するためのものであると考えられます。

このため、これらの取替工事のために支出した費用について、法人が、これを修繕費として経理したときは、その処理が認められます（法基通７－８－６(2)）。

◇◇◇

【地盤沈下・地割れと地盛費用】

［Ｑ７］　地震による地盤沈下又は地割れにより地盛りを行った場合、その費用は損金の額に算入できますか。

［Ａ］

その地盛りを行った費用については、被災資産（その被害に基づき評価損を計上したものを除きます。）につき原状を回復するために要した復旧費用として、支出した日を含む事業年度の損金の額に算入することができます（法基通７－８－６(1)）。

◇◇◇

５　災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

【相互扶助等に係る規約等】

［Q10］　災害見舞金に充てるために「構成員相互の扶助等に係る規約等」に基づき拠出する分担金については、損金の額に算入されるとのことですが、この「構成員相互の扶助等に係る規約等」には、どのようなことを定める必要がありますか。

［A］

構成員相互の扶助等に係る規約等には、次に掲げるような事項が定められていることが必要です（法基通９－７－15 の４）。

①　災害見舞金の交付は、構成員の事業用資産の損失を原因とするものであること。

②　災害見舞金は、その同業団体等の構成員（下部団体を含む。）に対して交付するものであること。

③　構成員が拠出する分担金等は、その同業団体等が定める規約等に基づいて災害発生後に賦課され、拠出するもので、かつ、その金額も災害の規模や構成員の事業規模等に応じて算定されるなど合理的な基準に従って算定されるものであること。

（注）　同業団体等には、一般社団法人等の法人格を有する団体のほか、人格のない社団等も含まれます。

◇◇◇

【他の県団体等の構成員に対する災害見舞金に充てるための分担金等】

［Q12］　当連合会は、各都道府県に設置した同業団体（県団体）を構成員とする全国組織の連合会（全国団体）です（下図参照）。この度の震災によって、九州地方などの県団体（Ａ団体など）に所属する構成員に被害を受けた者がいることから、被害を受けなかった県団体（Ｂ団体など）の構成員から分担金を集め、災害見舞金として拠出したいと考えています。

同業団体の構成員が被災した場合に、その被災した構成員に対する災害見舞金に充てるために当該同業団体の他の構成員が拠出することとなる分担金については、一定の要件の下、損金の額に算入されるという取扱い（以下「災害見舞分担金に係る損金算入の取扱い」といいます。）があります（法基通 9－7－15 の 4）。

当連合会のように、県ごとに別々の県団体を有し、分担金を拠出するＢ団体などの構成員と分担金を受けることとなるＡ団体などの構成員とが異なる組織（県団体）の構成員である場合には、同様に取り扱うことはできないのでしょうか。

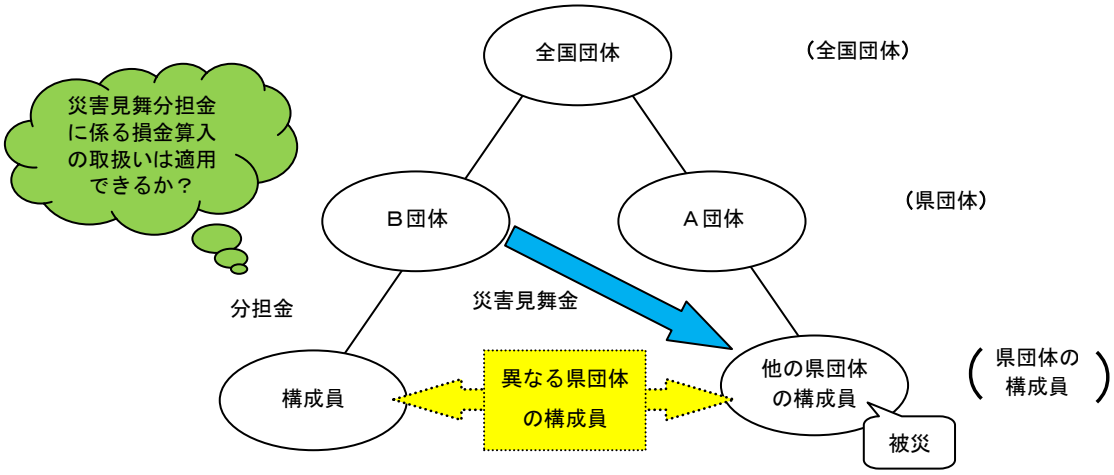

［Ａ］

お尋ねは、同一の連合会傘下の異なる組織（県団体）の構成員に対する災害見舞金に充てるための分担金ということですが、分担金を負担する構成員が属する同業団体等と、被災した構成員が属する他の団体との事業関連性などからみて、構成員相互の扶助等を目的として実施するものであれば、災害見舞分担金に係る損金算入の取扱い（法基通 9－7－15 の 4）と同様に取り扱うことになります。

なお、損金算入の取扱いにおける一定の要件については、〔Q10〕を参照してください。

◇◇

６　取引先に対する災害見舞金等

【災害見舞金の程度】

［Q13］　交際費に該当しないとされる災害見舞金とはどの程度の金額をいうのでしょうか。
取引先で発生した災害損失額の範囲内であれば金額の多寡を問わないのでしょうか。

［Ａ］

被災した取引先に対する災害見舞金が交際費等に該当しないものとして取り扱われるのは、それが被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程において支出されるものであり、慰安・贈答のための費用というより、むしろ取引先の救済を通じて自らが被る損失を回避するための費用とみることができるからです（措通 61 の４(1)－10 の３）。

したがって、法人がこのような災害見舞金を支出するに当たって、その取引先の被災の程度、取引先との取引の状況等を勘案した相応の災害見舞金であれば、その金額の多寡は問われません。

また、法人が災害見舞金を支出した場合に、取引先から領収書の発行を求め難い事情にあることも考えられますが、このようなときには、法人の帳簿書類に支出先の所在地、名称、支出年月日を記録しておくことが必要です。

◇◇◇

７　取引先に対する売掛金等の免除等

【取引先の範囲】

［Q15］　当社では、商社を通じた取引により商品を納入している得意先が災害により被害を受けました。この得意先とは、当社が自ら価格交渉を行うなど実質的な取引関係にあることから、その復旧支援を目的として、この得意先に係る売掛金の一部について、商社を通じて免除することを検討しています。

　ところで、法人が、災害により被害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金等の全部又は一部を免除した場合には、その売掛金等を免除したことによる損失は、損金の額に算入されるとのことですが、この場合の取引先には、当社の得意先のように直接取引を行っていない者も含まれるのでしょうか。

［Ａ］

　お尋ねの「取引先」には、得意先、仕入先、下請工場、特約店、代理店等のように直接取引を行うもののほか、商社等を通じた取引であっても自ら価格交渉等を行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者も含まれます（法基通９－４－６の２（注））。

◇◇◇

【売掛債権の免除の時期】

［Q17］　売掛債権の免除は、いつまでに行ったものが損金として認められるのでしょうか。

［A］

法人が売掛金等の債権を免除した場合に、その免除をしたことによる損失が寄附金や交際費等以外の費用として取り扱われるものは、その免除が取引先の復旧過程においてその復旧支援を目的として行われるものに限られます（法基通９－４－６の２）。

したがって、売掛債権の免除は、災害発生後相当の期間内、例えば、店舗等の損壊によりやむなく仮店舗により営業を行っている場合のように、被災した取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間内に行うことが前提となります。

◇◇◇

害により被害を受けた取引先の復旧過程においてその復旧支援を目的として行われるものであるときには、売掛金等の債権の減免と同様、その免除による損失は、寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます（法基通９－４－６の２、措通 61 の４⑴－10 の２）。

◇◇◇

この寄附金又は交際費等以外の費用として取り扱われる自社製品等とは、原則として、法人が製造等を行った製品でその製品に法人名等が表示されているものをいいますが、法人名が表示されていない物品や他から購入した物品であっても、その提供に当たって、企業のイメージアップなど実質的に宣伝的効果を生じさせるようなものであれば、これに含めて差し支えありません。

◇◇◇

10　法人税に関するその他の取扱い

【義援金や見舞金を受け取った法人】

［Q24］　法人が、被災に伴って義援金や見舞金を受け取った場合には、税務上、益金の額に算入されるのでしょうか。

［A］

法人税法上、法人が受けた義援金や見舞金の収入金額は益金の額に算入されます（法法 22②）。

（注）　災害により被害を受けた法人の有する商品、店舗、事務所等の資産の損失額は、損金の額に算入されます。

◇◇◇

＜２　消費税の取扱い＞

１　仕入税額控除

【帳簿及び請求書等の保存】

［Ｑ25］　被災により消費税の課税仕入れに係る帳簿書類を消失したのですが、消費税の仕入税額控除は認められますか。

［Ａ］

お尋ねの場合は、災害その他やむを得ない事情により帳簿及び請求書等を保存できなかった場合に該当しますので、帳簿及び請求書等の保存がない課税仕入れについても、仕入税額控除は認められます（消法 30⑦ただし書き）。

◇◇◇

イ　通常、自社で販売している商品（課税資産）の仕入れは、課税売上げにのみ要する課税仕入れに該当します。

ロ　被災者に必要とされる物品を提供するために購入したイ以外の物品（課税資産）の購入費用は、課税・非課税共通用の課税仕入れに該当します（消基通 11－２－17）。

（注）　自社製品等を被災者等に提供する際に支出した費用（被災地までの旅費、宿泊費等）に係る課税仕入れは課税・非課税共通用の課税仕入れに該当します。

◇◇◇

＜３　源泉所得税の取扱い＞

１　源泉徴収の要否

【災害見舞金の支給①】

［Q29］　当社では、被災した従業員や役員に対し、住宅や家財の損害の程度に応じて見舞金を支給することにしました。この見舞金については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。

［A］

個人が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金（役務の対価たる性質を有するものを除きます。）については、所得税は課されません（所法９①十七、所令30三）。

会社が、被災者の所有資産の損害の程度（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水など）に基づき見舞金の支給額を定めるなど、損害の程度に応じて一定の基準をもって見舞金の支給額を定めている場合には、「相当の見舞金」に該当すると考えられるため、給与として源泉徴収をする必要はありません。

◇◇◇

【生活資金の無利息貸付け】

［Q31］　当社では、被災した従業員に対して、当面の生活に必要な資金を無利息で貸与することにしました。この場合、貸付期間に応ずる利子相当額の経済的利益については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。

［A］

災害、疾病等により臨時的に多額の生活資金を要することとなった従業員や役員に対し、その資金に充てるために無利息又は低利で貸し付けた金額につき、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に従業員や役員が受ける経済的利益については、課税しなくて差し支えないこととされています(所基通 36－28(1))。

例えば、被災した従業員に対して、生活に必要な資金を、損害の程度に応じた返済期間を定め、無利息で貸し付けた場合の利息相当額の経済的利益については、合理的と認められる期間内に受ける経済的利益と考えられますので、給与として源泉徴収をする必要はありません。

◇◇◇

【他の交通手段による交通費の支給】

［Q33］　当社では、従業員が災害により通勤に利用する鉄道が利用できないため、タクシーなど他の交通手段を利用した場合には、他の交通手段に係る交通費を支給することにしています。この場合において、その支給する交通費は給与として源泉徴収が必要でしょうか。

［A］

給与所得者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために支給される金品で、その旅行に通常必要と認められるものは非課税とされています（所法９①四）。

通勤に利用する交通手段が災害により利用することができないため、他の交通手段を利用した場合に支給する実費相当額の交通費については、その利用した交通手段が合理的なものであれば、その支給した交通費は旅費に準じて非課税と考えられるため、給与として源泉徴収をする必要はありません。

（注）　災害により交通手段が遮断されたため、やむを得ず宿泊した場合において実費で支給する宿泊費用も、同様に取り扱われると考えられます。

◇◇◇

また、自宅に大きな損害を受けた場合以外にも、一定の医療費を支払った場合などジュニアＮＩＳＡ口座から非課税で払い出せる場合がありますので、やむを得ない事由が生じたことにより払出しを行おうとする際には、所轄の税務署にご相談ください。

◇◇◇